

意見書案 (令和5年11月定例議会)

No.	件名	提出会派	頁
1	保険証廃止を速やかに断念し、マイナンバーカードの在り方を根本から見直すことを求める意見書 (案)	日本共産党	2
2	統一協会の被害者救済のため、財産を管理・保全する特別措置法の制定を求める意見書 (案)	日本共産党	3
3	刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書 (案)	日本共産党	4
4	イスラエルのガザ攻撃の侵攻中止を求める意見書 (案)	日本共産党	5
5	旧ジャニーズ事務所性加害問題、国として問題解決まで関与すると明確にすることを求める意見書 (案)	日本共産党	6
6	神宮外苑再開発の中止を求める意見書 (案)	日本共産党	7
7	核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を国に求める意見書 (案)	A G O R A	8
8	東京23区の火葬場不足の解消と火葬料金の適正価格を求める意見書 (案)	A G O R A	9
9	学校給食費の無償化を国に求める意見書 (案)	A G O R A	10

保険証廃止を速やかに断念し、マイナンバーカードの在り方を 根本から見直すことを求める意見書（案）

岸田首相が記者会見で、2024 年秋に健康保険証を廃止する方針に変わりがないことを表明しました。岸田首相は、マイナンバーカードに誤った紐付けが相次いでいることについて「お詫び」しましたが、あくまでマイナンバーカードを国民全員に持たせる方針で、「普及の進め方に瑕疵があったとは思わない」と反省がありません。

コロナ危機対応での「デジタル敗戦」を繰り返さないためにマイナンバーカードが必要だと強調しましたが、マイナンバーカードが大混乱を引き起こしている現状こそ「デジタル敗戦」と言えます。医療機関の窓口で保険資格を確認できなかつたり、医療費の負担割合が間違っていたりすることが絶えません。保険診療に支障をきたしているから、共同通信社の世論調査で7割超が、保険証廃止撤回・延期を求めているのです。岸田首相が利点に挙げた、転職の際の切れ目のない保険証の移行や重複投薬の防止は、現行の保険証やお薬手帳を使って実施されています。マイナンバーカードに一本化しなければできないことではなく、まして廃止の理由になりません。

マイナ保険証を持たない保険資格者すべてに、本人の申請なしで資格確認書を送り、有効期間を最長5年に延ばすという方針は、新たな混乱を生むだけです。必要となる資格確認書は数千万枚とみられます。有効期間ごとに更新が必要です。常務を担う保険組合や自治体の負担は膨大です。岸田首相は「保険証の廃止時期の見直しありきではない」と言いましたが、資格確認書自体が廃止のための対応です。資格確認書は、マイナ保険証を持たない人が対象です。マイナンバーで保険資格が確認できず「無保険」扱いになるトラブルは解決できません。結局、なぜ保険証を廃止しなければならないか、岸田首相は説明できていません。「選ばれるマイナ保険証を実現していきたい」と述べていますが、保険証をこれまで通り使いたいという選択肢を奪っているのは岸田政権です。マイナンバーの利用拡大は、すでに破綻しています。

よって、文京区議会は、政府に対して、保険証廃止を速やかに断念し、マイナンバーカードの在り方を根本から見直すことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

厚生労働大臣

統一協会の被害者救済のため、財産を管理・保全する 特別措置法の制定を求める意見書（案）

文部科学省は10月13日、統一協会の解散命令を東京地方裁判所に請求し、受理されました。統一協会の業務や活動について、宗教法人の解散命令の要件と定める「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」に該当すると文部科学省が判断したことは、統一協会による被害の拡大を防ぎ、違法・不法な活動を社会から一掃する上で重要な一歩です。

今回、文部科学省は、請求の理由で、統一協会が遅くとも1980年頃から長期間にわたり継続的に財産的利得を目的に献金獲得や物品販売を行ったことを挙げ、「正常な判断が妨げられる状態で献金または物品の購入をさせて、多数の者に多額の財産的損害、精神的犠牲を余儀なくさせ、その親族を含む多数の者の生活の平穩を害する行為をした」と認定しています。また、統一協会に損害賠償責任を認めた民事判決が32件あることから、示談を含めると被害者は約1550人、解決金の総額は約204億円に上り、被害は「相当甚大」と文部科学省は指摘しており、救済に向けた政府の対応が急務となっています。

政府は当初、民法上の不法行為は解散命令請求の要件にならないとしていましたが、元信者2世をはじめとする被害者らの勇気ある告発、弁護士、支援者らの長年の運動を受け、国会での審議も通じて、組織性・悪質性・継続性が確認できれば民法上の不法行為も要件に含むとの政府解釈が示されたことが、今回の解散命令請求につながりました。

今、必要なことは、被害者救済を加速させることです。しかし、裁判所の審理を経て解散命令が確定すれば、統一協会は法人格を失い、税制上の優遇が受けられなくなることから、解散命令が確定する前に、統一協会が財産を隠したり、韓国に送ったりするのではないかと危惧されています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対して、統一協会被害者救済のために、政府の責任で統一協会の財産を保全するための法整備を行うことを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
法務大臣
財務大臣
文部科学大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）

自分に責任がないにもかかわらず服役させられ、あるいは命を奪われるなど、冤罪により処罰されることは国家による最大の人権侵害の一つであり、再審手続は、冤罪被害者を救済する最後の手段です。

刑事訴訟法において再審手続に関する規定は、第 435 条を含めてわずか 19 条しかなく、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が再審でも適用されるという画期的な判断を示した「白鳥決定」（1975 年）により再審開始の門は広がったものの、再審手続をどのように行うかは裁判所の広範な裁量に委ねられています。そのため、再審請求事件の審理の進め方は裁判所によって様々であり、いわゆる再審格差と呼ばれるような裁判所ごとの格差が目に見える形で現れており、再審における手続の整備の必要性が強く求められています。また、通常の刑事事件の裁判では、一定の要件の下で証拠開示が制度化されましたが、再審における証拠開示について定めた明文の規定が存在していません。検察や警察といった捜査機関には冤罪被害者に有利な証拠が存在している可能性があるにもかかわらず、検察官にはそのような証拠を開示する義務がなく、証拠が開示されるかは裁判官及び検察官の裁量に係っているため、無罪証拠が隠されたまま再審請求を認めない判断が確定する可能性もあります。

証拠開示の制度化は、再審開始決定に大きく影響しており、いわゆる袴田事件においては、再審請求審において検察官が一貫して存在を否定していた「5 点の衣類の写真」のネガフィルムを開示させたことが、本年 3 月の再審開始決定の確定に大きく影響しました。ところが、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、袴田事件は 2014 年 3 月に再審開始が決定されましたが、検察官が不服申立てをしたため、この決定が確定したのは約 9 年も経過した 2023 年 3 月となっています。検察官の不服申立てにより冤罪被害者の速やかな救済が妨げられていることは明らかです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、冤罪被害者を早期に救済するために、次のとおり刑事訴訟法の再審規定を改正することを強く要望します。

記

- 1 再審請求審において、全ての証拠を開示するルールを作ること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
- 3 再審手続を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

イスラエルのガザ攻撃の侵攻中止を求める意見書（案）

ウクライナ戦争の終結を見ないまま中東で戦火が広がりました。ハマスによるイスラエル攻撃と人質連行は明らかに国際法、国際人道法に反します。しかし、イスラエルによるガザ住民全体に対する攻撃も国際法、国際人道法に違反しており、戦争犯罪です。さらにイスラエルが数十年にわたって国際法違反の占領を続け、占領地の住民を締め付けてきたことは、客観的・歴史的に検証すべき問題です。

イスラエルは報復、自衛と称して、ガザの完全封鎖、市民全体への攻撃を行っています。さらにイスラエルが全面地上侵攻に着手すれば、千単位ではなく万単位の死者が出ると言われています。ガザではまさにジェノサイドのような状況が起きつつあります。

国連安全保障理事会でグテーレス事務総長は「どんな武力紛争でも民間人の保護が最重要だ。」と強調しています。また、民間人を盾として使うことや、「100 万人以上の人々に対して避難所も水も医薬品も燃料もない（ガザ）南部に避難するように命じ、その上で南部を爆撃し続ける。」ことは、民間人の保護に反すると非難しました。そして「ガザで見られる明白な国際人道法違反を深く憂慮している。」「武力紛争のいかなる当事者も、国際人道法を超越するものではない。」と述べました。武力で平和は保たれないことは明らかです。そして、グテーレス事務総長は「ハマスによる攻撃は何もないところから突然起きたわけではないことを認識するのも重要だ。パレスチナの人々は 56 年間、息苦しい占領下に置かれてきた。」とも述べました。

世界中でイスラエルは地上侵攻を止め、停戦を求める声が起きています。10 月 27 日の国連総会で「人道的休戦」を求める決議を 121 ヶ国の賛成で採択しましたが、この決議に日本政府は棄権しました。

今、必要なのはイスラエルとハマス双方に、暴力の連鎖を止め即時停戦に向けた交渉のテーブルにつかせることです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対して、第一にハマスに対する非難だけでなく、イスラエルに対して無法な空爆、封鎖、地上侵攻の中止を求めること。第二にイスラエル、パレスチナ双方との関係を最大限に生かし、停戦に向けた交渉を促すよう求めます。

以上、地方自治法 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

防衛大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

旧ジャニーズ事務所性加害問題、国として問題解決まで関与すると 明確にすることを求める意見書（案）

男性タレントが多く所属する大手芸能プロダクションの旧ジャニーズ事務所において、その創業者のジャニー喜多川前社長(2019年死去)から事務所所属の少年らへ性加害が行われていたという証言が相次いでいます。イギリスの公共放送BBCが今年3月に放送したドキュメンタリー番組「J-POPの捕食者 秘められたスキャンダル」は、元メンバーが今でも少年時代の被害を被害と認識できず「自分の人生を変えてくれた」「いまでも大好き」などと、ジャニー喜多川氏に感謝や愛情を口にする様子が描き出されていますが、BBCは彼らの言動は「グルーミング」によるものだと指摘しています。

また、1999年に「週刊文春」がジャニー喜多川氏の性加害の実態を報じても、他の大手メディアは取り上げず、日本社会ではその事実が噂話程度の認識とされてきたと指摘しました。

ジャニー喜多川氏と旧ジャニーズ事務所は、1999年に「所属の少年にセクハラ行為をした」と報じた「週刊文春」発行元の文藝春秋を名誉棄損で提訴しました。しかし、2003年、東京高等裁判所は控訴審で「少年たちの証言は具体的に信用できる」として、ジャニー喜多川氏の「セクハラ行為」（性加害）を事実認定し、2004年に最高裁判所が上告を棄却して判決が確定しました。裁判では、ジャニー喜多川氏自身も少年らの証言を一部認めていました。

ところが、今年4月に性加害を受けた男性の証言で、裁判以降もジャニー喜多川氏による少年らへの同様の行為が続いていたことが明らかになりました。同事務所とのしがらみから、疑惑を大きく報じてこなかったメディアと、噂をうすうす知りながら「芸能界ではよくあること」などと、見て見ぬふりをしてきた日本社会のあり方も厳しく問われます。

この問題は、「世界最大規模の子どもへの性加害事件」といっても過言ではありません。被害者へのヒアリングを行った国連人権委員会の専門家が、「政府が被害者救済の責任を負うべき」としています。

よって、文京区議会は、政府に対して、都道府県単位の児童相談所だけでなく、国が直接虐待問題にタッチし、第三者の虐待も射程に入れた児童虐待の防止等に関する法律の改正ないし第三者虐待防止法新法制定を行うよう求めます。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

法務大臣

厚生労働大臣

神宮外苑再開発の中止を求める意見書（案）

新宿区と港区にまたがる神宮外苑は、樹齢 100 年の美しいイチョウ並木やケヤキ、ヒマラヤスギなどの木々が茂る「都心のオアシス」です。今、この地域が再開発の波にのみこまれようとしています。

神宮外苑は、全国各地からのお金や樹木の寄付などによって作られた文化遺産であり、ここに神宮球場と秩父宮ラグビー場を入れ替え、190メートル級のビル2棟を含む4棟のビル・ホテルを建設する大開発が進行中です。公共的な役割を投げ捨て、自然や景観を破壊する開発に反対の声が沸き上がっています。

開発計画には様々な問題点があり、当初伐採等の危機にある樹木は約1000本と言われていました。しかし、事業者が新宿区に出した許可申請では、3メートル以下の低木も含めるとその数は3000本にも及ぶことが分かり、今回の許可申請は一部エリアにとどまり、全体では更に増える見込みです。

国連教育科学文化機関（ユネスコ）の諮問機関、日本イコモス国内委員会は「事業者の環境影響評価書には、生態系の調査や樹木の保全など虚偽がある」と厳しく指摘し、東京都の審議会に再審査を要求しています。しかし、三井不動産株式会社や宗教法人明治神宮などの事業者は指摘にまともに対応しないまま、東京都は今年2月17日に施行を許可しました。

この地は、貴重な自然環境を守る地域の風致地区に指定され、建物の高さ制限などもありましたが、東京都は規制を緩め、容積率を積み増しできる制度を適用し、高層ビルを建てられるようにしました。ゼネコン奉仕とも言える東京都の責任は極めて重大です。

計画は、当初から住民に周知されず、事業者の情報開示も説明も不十分で、ビル風の影響や都民のスポーツする場が奪われるなど多くの問題が積み残されています。今年2月末には、「東京の宝石が壊される」とする周辺住民約60人が、東京都の施行認可手続は、違法とする訴訟を東京地方裁判所に起こしています。こうした中「神宮外苑再開発をとめ、自然と歴史・文化を守る東京都議会議員連盟」が、議員の3分の1を超える40人で発足しました。

よって、文京区議会は、東京都及び都議会に対し、施行認可手続を取り消し、神宮外苑再開発の中止を決断することを求めます。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事
宛て
東京都議会議長

核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を国に求める意見書（案）

核兵器禁止条約は、核兵器を非人道的で違法とし、完全な核廃絶を目指す国際条約です。この条約は、その前文で「ヒバクシャ」の苦難に言及し、非人道性を訴え続けた活動に最大の敬意を表するとともに、条文では、加盟国に開発・保有・実験・使用だけでなく核兵器による威嚇行為も禁じる画期的なもので、核兵器保有国にも条約に参加する道をつくっています。2023年9月現在、署名は93の国と地域、批准は69の国と地域に上っています。

こうした中、ロシアのウクライナ侵攻から1年以上が経過しましたが、いまだに核兵器がベラルーシに配備されるなど、核兵器の拡散や使用の威嚇が続けられています。核兵器保有国が他国を脅し、核兵器を保有している限り、世界の平和は脅かされています。軍拡競争がエスカレートし、近隣諸国との間に「有事」が起これば、日本全土が戦場になりかねません。

核兵器禁止条約は、核兵器廃絶の第一歩であり、多くの国が参加すべきです。日本は、核兵器禁止条約を重要な条約とするに止まっており、締約国会議のオブザーバーとしても参加しないとしていますが、唯一の戦争被爆国として核保有国と非核保有国の橋渡しを目指すためには、核軍縮に向けた対話の機会を逃すべきではありません。既に全国の地方自治体など国内外から核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める声が高まっています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対して、本年11月から開かれる第2回核兵器禁止条約締約国会議含め、今後の核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

東京 23 区の火葬場不足の解消と火葬料金の適正価格を求める意見書（案）

東京 23 区では、火葬場の混雑により、なかなか葬儀の予約が出来ず、1 週間～10 日待ちの声も聞かれます。予約が取れない理由として、人口の多さに対して、火葬場の数が少ないということが挙げられます。火葬をしたいという需要に対して、火葬を行える場所の供給が追いついていません。23 区では、2 か所の公営火葬場であり、人口の多い神奈川県横浜市では、公営の火葬場は 4 か所、大阪府大阪市では、公営火葬場は 5 か所あります。23 区では、他に 7 か所の民間火葬場で対応しています。

23 区内における公営火葬場の金額相場は、住居などの利用対象者であれば 40,000 円～75,000 円で、民営火葬場の金額相場は、75,000 円～145,000 円となっています。当然、公営の火葬場は、日常的に混み合っています。また、高齢化社会の到来で亡くなる方も増え、民営火葬場も、順番待ちが常態化しています。

日本では、団塊世代が後期高齢者となる 2025 年以降は、年間 150 万人以上が死を迎える、いわゆる“多死社会”に突入するとされ、2016 年に約 131 万人だった年間の死者数は、ピークとなる 2040 年には約 168 万人に上るとの予測もあります。特に 23 区においては、その傾向は顕著です。

死は誰にでも平等に訪れるもので、火葬場運営は公共性の高いものです。死者（遺体）の尊厳を守ること、近親者の悲嘆に配慮することは、大切なことで、新たな火葬場の確保は大切な課題です。また、料金についても、利用しやすい価格にする必要があります。

よって、文京区議会は、東京都に対し、火葬場不足の解消を求めます。また、民間火葬場の、自由な価格設定に対し、東京都として適正価格の設定が行える制度にしていくことを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事 宛て

学校給食費の無償化を国に求める意見書（案）

国は、本年6月の「こども未来戦略方針」において「学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。」と明記し、この秋から全国の小中学校の給食の実態調査を始めていますが、深刻な物価高騰などの影響を受け、給食費の保護者負担が困難となる世帯が増えており、給食費の無償化や学校給食費の保護者負担の一部補助を行っている自治体が急増し、国による早急な財政措置が求められています。

そもそも学校給食は、「食育の推進」が学校給食法の第一条において目的として位置付けられており、教育活動です。また、日本国憲法の第二十六条において、義務教育はこれを無償にすると定められていることから給食は教材の一部として、教科書と同じく全国すべての小中学校において無償で実施されるべきです。

また、公教育の機会均等の立場からも居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせている現状を直ちに改善すべきです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、このような状況を改善するために、国の責任において、全国の全ての自治体で学校給食を完全に実施し、その給食費保護者負担を無償にできるよう財源を確保することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長